

『学校いじめ防止基本方針』

目的

平成25年9月28日に施行された『いじめ防止対策推進法』に基づき、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に進めるために、『学校いじめ防止基本方針』を策定する。

基本理念と方針

「敬神愛人」をスクールモットーに掲げる本校では、生徒・教師共々に、何事にも謙虚な姿勢で取り組み、隣人の全存在を大切に、互いに協力し助け合いつつ日々の研鑽に努めることが求められる。いじめは「敬神愛人」の精神をないがしろにする行為であり、何よりもいじめられた者の尊厳を傷つけ、心に深い傷を与えるものであり、人間関係を破壊する行為として絶対にあってはならないことである。しかしながら、昨今 SNS の影響もあり生徒たちが暴力を伴わないいじめの被害者・加害者のどちらにもなる可能性のあることを常に認識し、注意を払わなければならない。「敬神愛人」を掲げる本校はいじめ未然防止、いじめ早期対応に学校全体で取り組むことを基本方針とする。

具体的ないじめの形態

冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、不快なことを言われる。

仲間はずれ、集団による無視。

ぶつかる、遊ぶふりをして叩かれる、蹴られる。

金品をたかられる。

所有物を隠されたり、盗まれたり、壊されたりする。

パソコン、携帯電話等で誹謗中傷や不快なことをされる。

いじめへの同調・いじめの傍観

いじめ防止のための組織

①名称 「いじめ防止対策委員会」

②構成員 校長・高校教頭・宗教部長・生活指導部長
学年主任・学年生活指導主任・養護教諭

【助言者：スクールカウンセラー】

③役割 ア、学校いじめ防止基本方針の策定

イ、いじめの未然防止

ウ、いじめの対応

エ、教職員の資質向上のための校内研修

オ、年間計画の企画と実施

カ、各取り組みの有効性の検証

キ、学校いじめ防止基本方針の見直し

未然防止のための取り組み

- ・担任は年間を通じ、生徒が安全・安心に過ごせる学級づくりを心がける。

【年間計画】 4月 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新

生徒・保護者への相談窓口の周知

個人面談

学年集会にて「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明

5月 学習と生活状況調査（高1、高2）

情報モラル教育（高1）

6月 いじめに関するアンケート（全校）

個人面談

7月 保護者面談

いじめ防止対策委員会（カウンセラーによる事例報告会）

10月 学習と生活のアンケート（全校）

いじめに関するアンケート（高1、高2）

12月 保護者面談

いじめ防止対策委員会（カウンセラーによる事例報告会）

3月 いじめ防止対策委員会（年度の総括・検証）

- ・授業・課外活動等で起こった出来事を担当者は担任に報告する。
- ・教員間あるいは保護者との情報交換を行うよう努める。
- ・担任はHR等でクラス生徒との対話を心がけ、生徒状況を把握する。
- ・清掃時・休み時間・授業後などにおいて、担任はクラスの雰囲気をつかむ努力をする。
- ・クラスで孤立しているように思われる生徒へは言葉かけを行う。
- ・情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについて理解を深め、ネットいじめの加害者や被害者にならないように継続的に指導を行う。

早期対応、解決に向けての取り組み

- ・教員はいじめと認められる行為があった場合、担任・学年会・課外活動担当者と連携をとり、すみやかに情報共有し対応する。また保護者に対して連絡し説明を行う。
- ・カウンセラーの助言を聞き、いじめた側、いじめられた側双方のケアを行う。